

山梨県公報

第二百三十五号

令和三年

十一月四日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更……………五五七
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)……………五五七

公告

○随意契約の相手方の決定について……………五五八
○富士川上流地域森林計画の案の縦覧……………五五八
○富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧……………五五八
○山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………五五八
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………五五八
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………五五九
○土地改良区役員の退任……………五五九

告示

山梨県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十一月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 敷島竜王線
- 三 道路の区域

区間

旧敷地の幅員の延長
の別(メートル) (メートル)

甲斐市下菅口字釜抜五七三番地先から
甲斐市下菅口字釜抜五五七番一地先まで

新	旧	
一三・〇〇	一二・九〇	二〇・七
二二・〇〇	一八・六〇	

山梨県告示第二百八十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府韮崎線	甲斐市龍地字石下五九番一地先から 甲斐市龍地字大滝六四三二番六地先まで

山梨県告示第二百九十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	敷島竜王線	甲斐市島上条字大塚一七五二番四地先から 甲斐市島上条字村続三三六番一地先まで

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等

- (一) 名称 不織布マスク
- (二) 予定数量 百二万枚

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県知事直轄組織感染症対策グループ
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和三年八月一日
- 四 随意契約の相手方

- (一) 名称 ジット株式会社

- (二) 住所 山梨県南アルプス市和泉九百八十四番地一

- 五 契約金額 四十四・〇四円（一枚あたり）

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 七 随意契約によることとした理由 調達に係る物品を納入する者が特定されているため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政

令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

● 富士川上流地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により富士川上流地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所において、令和三年十一月五日から同月二十九日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川中流地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、令和三年十一月五日から同月二十九日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、令和三年十一月五日から同月二十九日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森字

- 宮ノ前七一一番地

- 2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二 号 外一者
変更後	大和ハウスリアルティマネジメント株 式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二 号 外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	株式会社ゼロエミツション 代表取締役 永長照敏 東京都八王子市大和田町五丁目八番十 号 外七者
変更後	株式会社ゼロエミツション 代表取締役 永長照敏 東京都八王子市大和田町五丁目一番二 十一号 外七者

- 3 変更の年月日 令和三年四月一日外
届出年月日 令和三年十月二十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年三月四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 大和ハウスリ
アルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区飯田橋二丁
目十八番二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスガーデン甲府昭和 山梨県中巨摩郡
昭和町飯喰字村西千五百六十三番地三外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

変更前	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二 号
変更後	大和ハウスリアルティマネジメント株式 会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二 号

- 3 変更の年月日 令和三年四月一日外
届出年月日 令和三年十月二十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年三月四日まで

● 土地改良区役員の内退
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛吹
川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があつた。

令和三年十一月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	久保真一	西八代郡市川三郷町市川大門 九百二十三番地	令和三年十月八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番